

議会運営委員会日程

令和7年10月9日（木）

午前10時 議会運営委員会室

日程第1 追加議案について

- (1) 議案第173号 川崎市小児医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- (2) 議案第174号 令和7年度川崎市一般会計補正予算
- (3) 議案第175号 川崎市人事委員会委員の選任について
- (4) 議案第176号 川崎市資産公開等審査会委員の選任について

日程第2 意見書案について

- (1) 意見書案第14号 かながわ救急相談センターの相談体制の充実強化を求める意見書
- (2) 意見書案第15号 新百合ヶ丘総合病院の救命救急センター指定を求める意見書
- (3) 意見書案第16号 選挙公報の配布に関して柔軟な対応を求める意見書
- (4) 意見書案第17号 介護報酬及び障害福祉サービス等報酬の引上げ等を求める意見書
- (5) 意見書案第18号 高額療養費制度の自己負担限度額の引上げを行わないことを求める意見書
- (6) 意見書案第19号 医療機関への緊急支援等を求める意見書

日程第3 10月10日（金）の本会議の運営について

【別紙「10月10日（金）の本会議の議事要領」による】

日程第4 請願・陳情の取扱いに関する在り方について

日程第5 その他

かながわ救急相談センターの相談体制の充実強化を求める意見書

本市では、長年にわたり川崎市救急医療情報センターが地域の救急医療を支えてきたが、神奈川県がかながわ救急相談センターの運用を令和 6 年 1 1 月に開始して以降、川崎市救急医療情報センターの役割や機能について整理している。

このような中、かながわ救急相談センターが行っている救急医療相談や医療機関案内について、市民や医療関係者から「詳細な情報提供や適切な助言が十分にされていない」との意見や指摘が寄せられており、特に人口規模が大きく救急搬送件数も多い本市では、この相談体制の不備が一刻を争う救命にも影響を与えかねず、市民は不安を感じている。

かながわ救急相談センターの相談体制の充実強化を図ることは、県民の命と健康を守るために不可欠であるとともに、県民の安心感につながるものである。

よって、県におかれては、かながわ救急相談センターの相談体制の充実強化を図るため、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 看護師や救急救命士等の専門職を十分配置し人的体制を強化するとともに、県独自に研修プログラムを実施するなど継続的に救急医療に精通した専門人材を育成すること。
- 2 相談体制の質を維持向上させるため、国の交付金や補助金の活用に加えて、県独自に予算措置を講じるなど長期的な財政計画を策定し、財源の安定的確保を図ること。
- 3 本市のような都市部への人口集中、高齢化、夜間及び休日の救急需要を十分考慮するとともに、高齢者支援や多言語対応といった市民ニーズに即した相談体制を整備するなど地域特性を踏まえた運用を行うこと。
- 4 医療機関案内について、電話相談に加えて、A I（人工知能）やデータベースを積極的に活用してリアルタイム情報提供体制を構築し、アプリやチャットボット等の多様な相談手段を確保すること。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

神奈川県知事 宛て

意見書案第15号

新百合ヶ丘総合病院の救命救急センター指定を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

令和7年10月7日

川崎市議会議長 原 典之 様

提出者	川崎市議会議員	野 田 雅 之
	〃	木 庭 理香子
	〃	田 村 伸一郎
	〃	宗 田 裕 之
	〃	重 富 達 也
	〃	吉 沢 章 子
	〃	飯 田 満
	〃	月 本 琢 也
	〃	三 浦 恵 美
	〃	三 宅 隆 介

新百合ヶ丘総合病院の救命救急センター指定を求める意見書

本市北部地域に位置する新百合ヶ丘総合病院は、地域の基幹病院として地域医療に加えて救急医療も担っており多くの市民の生命と健康を支えているところ、同病院では更なる地域医療への貢献に向けて医療法に基づく厚生労働省告示で定められた施設基準を満たした上で神奈川県に対し救命救急センター、いわゆる三次救急の新規指定を申請していたが、県の判断により一度は申請を取り下げるに至り本年7月10日に改めて申請を行うこととなり、これを受け8月27日に開催された川崎地域地域医療構想調整会議において県は同病院を救命救急センターとして指定する方向性を示した。

救命救急センターは一刻を争う重篤患者を受け入れる最後の砦であり、その整備の遅れは市民の生命に直結する重大な問題であるところ、実際に救急需要は本市においても急増しており救急出場件数は令和5年が87,591件、令和6年は89,114件といずれも過去最多を記録しており、さらに搬送患者の半数以上を65歳以上の高齢者が占めていて今後も少子高齢化の進行に伴い救急需要は増加が避けられない状況にある。

加えて、本市は地方に比べて高齢化比率こそ低いものの高齢化スピードが極めて速いという特徴があり、本市全体では2020年の75歳以上人口比率が10.4%であったのに対し2045年には16.1%となりその伸び率は1.54倍に達し、なかでも本市北部の多摩区は1.71倍と全国的にも突出しており短期間で後期高齢者が急増することが確実視されているなか、川崎北部医療圏は高齢者向けの医療インフラが極めて脆弱でありこの現状は救急医療体制の整備を急ぐべき強い根拠となっている。

よって、県におかれては、医療法に則った手続を踏まえ、速やかに新百合ヶ丘総合病院を救命救急センターとして新規指定するよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

神奈川県知事 宛て

意見書案第16号

選挙公報の配布に関して柔軟な対応を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

令和7年10月7日

川崎市議会議長 原 典之 様

提出者 川崎市議会議員 野 田 雅 之

” 木 庭 理香子

” 田 村 伸一郎

” 重 富 達 也

選挙公報の配布に関して柔軟な対応を求める意見書

本年7月20日に執行された第27回参議院議員通常選挙では、期日前投票者数が2,618万人と国政選挙において過去最多を記録し、これは実に有権者全体の25.1%を占める結果となった。

我が国の選挙制度は投票当日投票所投票主義を原則としているが、平成15年の改正公職選挙法における期日前投票制度の導入後、投票率向上の目的とあいまって、選挙管理委員会、政党及び候補者が積極的に同制度の利用を促進した結果、利便性の高さが認知され、多くの有権者が選挙期日前に投票している。

しかしながら、期日前投票は、公示日又は告示日の翌日から投票できる一方、選挙公報への掲載文の申請締切りが公示日又は告示日の当日若しくは翌日となっていることから、政党及び候補者の政見などに関する情報を公平・平等に知り得る重要媒体である選挙公報の紙媒体での配布やインターネット上での公開が間に合っておらず、期日前投票を行った有権者からは、政党及び候補者の政見に関する公平・平等な情報を得た上で投票したいと意見が多く寄せられている。

また、選挙公報の全戸配布については、近年増加しているオートロックやポストイング禁止といった物件への対応や、配布に従事する者の人手不足といった課題も指摘されている。

よって、国におかれては、選挙公報をめぐる現状を踏まえ、全ての有権者が政党及び候補者の政見などに関する情報を公平・平等に得た上で投票することができるよう、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 期日前投票の開始日と選挙公報掲載文の申請期日について早急な対応を講じ、期日前投票開始時点において、インターネット上で選挙公報を閲覧できるよう対策を講じること。
- 2 各世帯への配布の在り方について紙媒体の必要性も踏まえつつ、選挙公報の配布に関する諸課題に対して将来的に柔軟な対応を検討するため、調査研究に着手すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長 宛て
内閣総理大臣
総務大臣

意見書案第17号

介護報酬及び障害福祉サービス等報酬の引上げ等を求める意見書案の提出
について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

令和7年10月7日

川崎市議会議長 原 典 之 様

提出者 川崎市議会議員 木 庭 理香子

” 宗 田 裕 之

” 三 宅 隆 介

” 吉 沢 章 子

” 飯 田 満

” 月 本 琢 也

” 三 浦 恵 美

介護報酬及び障害福祉サービス等報酬の引上げ等を求める意見書

介護・障害福祉事業所は、物価高騰や人件費上昇などにより、これまで以上に厳しい経営を余儀なくされており、特に訪問介護事業者は令和6年の基本報酬引下げ等により経営がひっ迫している。

厚生労働者が本年3月に公表した令和6年度賃金構造基本統計調査によると、役職者を除いた介護・障害福祉従事者の賃金は、全産業平均と比較し月額約8万円も低い状況にあり、人手不足を解消するためには、着実に処遇改善を進めなければならない。

国は、令和6年4月の介護報酬及び障害福祉サービス等報酬の改定において、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップにつながるよう加算率の引上げを行っているが、他産業の賃上げ率を考慮すると、このままの処遇では介護・障害福祉分野からの更なる人材流出は避けられない。

よって、国におかれては、介護・障害福祉のサービス提供体制の維持・拡充のために、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 令和8年4月に介護報酬及び障害福祉サービス等報酬の期中改定を行い、それぞれの基本報酬を引き上げること。特に、基本報酬が引き下げられ深刻な影響が生じている訪問介護については、基本報酬の引上げとともに、速やかに事業者に支援金を支給すること。
- 2 物価高騰に加え、今年度の最低賃金額改定の目安が過去最高額となったことを踏まえ、介護・障害福祉事業所が最低賃金の引上げに対応できるよう支援すること。
- 3 介護・障害福祉事業所で働く非正規雇用も含めた全職員の処遇改善のために、賃金の上乗せ措置を行うこと。
- 4 介護・障害福祉従事者の賃金を全産業の平均水準へ引き上げる方策を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 宛て
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣

意見書案第18号

高額療養費制度の自己負担限度額の引上げを行わないことを求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

令和7年10月7日

川崎市議会議長 原 典 之 様

提出者 川崎市議会議員 木 庭 理香子

” 宗 田 裕 之

” 三 宅 隆 介

” 吉 沢 章 子

” 飯 田 満

” 月 本 琢 也

” 三 浦 恵 美

高額療養費制度の自己負担限度額の引上げを行わないことを求める意見書

高額療養費制度は、医療費の家計負担が重くならないよう、医療機関や薬局の窓口で支払う医療費が1か月の自己負担限度額を超えた場合に、その超えた金額を支給する制度であり、治療が長期にわたる患者にとって、治療を継続し生活を守るために必要不可欠なものとなっている。

しかしながら、国は令和7年度予算の作成に際し、保険料負担の軽減を図ることを目的として高額療養費制度を見直し、本年8月から3回に分けて、自己負担限度額を引き上げようとした。

この見直しについて、自己負担限度額の引上げは患者の命に関わる問題であるにもかかわらず、患者団体等の意見を聴かずに短期間で拙速に決定されたため、がんや難病等治療が長期にわたる患者の方々と患者を支える方々が引上げの凍結を求める声を上げ続けた結果、国は自己負担限度額の引上げを見送り、本年秋までに再検討するとした。

高額療養費制度の見直しに当たっては、患者団体等の審議会への参画のみならず、患者団体等の意見の反映、制度利用者の自己負担額が家計や受診回数に及ぼす影響を考慮する必要がある、国が再検討の期限とする本年秋までという短期間に十分検討することはできない。

よって、国におかれては、患者の命と生活を守るため、高額療養費制度の見直しについては、今後1年間程度の時間をかけて丁寧に再検討し、自己負担限度額の引上げを行わないよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 宛て
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣

意見書案第19号

医療機関への緊急支援等を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

令和7年10月7日

川崎市議会議長 原 典之 様

提出者	川崎市議会議員	宗 田 裕 之
	〃	井 口 真 美
	〃	市 古 次 郎
	〃	石 川 建 二
	〃	渡 辺 学
	〃	後 藤 真左美
	〃	小 堀 祥 子
	〃	齋 藤 温

医療機関への緊急支援等を求める意見書

全国の医療機関では、国が決める診療報酬が物価高騰や賃金上昇に対して的確に反映されずに低く抑えられているため、急激に経営悪化が進み、診療科の休止、受診枠の縮小、入院患者の受入制限や救急医療の廃止といった事態が広がっており、本年3月には日本医師会と日本病院会など病院6団体が、地域医療の存続危機について合同声明を公表しているほか、本市においても1億円を超える赤字経営を余儀なくされている医療機関が存在するなど、日本の医療は崩壊の瀬戸際にある。

全国保険医団体連合会は、本年2月に実施した調査において、6割の医療機関が昨年1月と比べて減収となり、そのうち4割の医療機関が収入全体の10%以上の減収となっているほか、9割を超える医療機関が物価高騰や賃金上昇分を診療報酬改定で補填できていないと回答したことを明らかにしており、同会は緊急の財政措置等を強く求めている。

こうした中、国は、病床を削減した医療機関に対し、1床当たり約400万円を給付する病床数適正化支援事業を実施しているが、多くの医療機関が本事業に経済的な支援を求めた結果、申請の意向が示された病床は5万4,000床に上る事態となっており、これ以上、大規模に病床削減が進んだ場合、医療提供体制はますますひっ迫することが避けられない。

医療機関の経営悪化や医療崩壊を食い止めるためには、病床数適正化支援事業ではなく、国による緊急の手立てを他に講ずることが何よりも必要であることは明白である。

よって、国におかれては、医療機関が人材を確保しつつ経営を安定的に維持することができるよう補助金等による緊急支援を行うとともに、期中改定により、物価高騰や賃金上昇を十分反映した診療報酬の引上げを、患者負担とせず公費により速やかに実施し、今後の改定においても同様に実施するよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 宛て
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣

10月10日（金）の本会議の議事要領

1

日程第1	一般議案	39件	} 一括上程
日程第2	決算等	19件	
日程第3	報告	5件	
日程第4	請願	3件	

(1) 委員長報告（日程第1、第4の各案件）

総務、文教、健康福祉、まちづくり、環境の順
（決算審査特別委員会の委員長報告は省略）
～ 委員長報告に対する質疑 ～

(2) 討論（日程第1、第2、第4の各案件）

[日程第3の報告に対するご意見などがあれば、併せて願います。発言は、今議会の発言順]

(3) 採決

① 日程第1の議案39件中、次の議案6件を除いた33件を押しボタンを用いた記名投票により一括採決

- 議案第114号 川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第120号 川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第126号 田島地区複合施設の建物の取得について
- 議案第130号 総合研修センターの指定管理者の指定について
- 議案第141号 川崎市多摩市民館の指定管理者の指定について
- 議案第142号 川崎市麻生市民館、川崎市麻生市民館岡上分館、川崎市立麻生図書館及び川崎市立麻生図書館柿生分館の指定管理者の指定について

② 除いた議案6件中、議案第114号、第120号及び第126号の3件を押しボタンを用いた記名投票により一括採決

③ 除いた議案第130号を押しボタンを用いた記名投票により採決

④ 除いた議案第141号及び第142号の2件を押しボタンを用いた記名投票により一括採決

⑤ 日程第2の決算等議案19件中、次の議案9件を除いた10件を押しボタンを用いた記名投票により一括採決

- 議案第153号 令和6年度川崎市一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第154号 令和6年度川崎市競輪事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第156号 令和6年度川崎市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第158号 令和6年度川崎市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第160号 令和6年度川崎市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第161号 令和6年度川崎市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第165号 令和6年度川崎市公共用地先行取得等事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第168号 令和6年度川崎市下水道事業会計の利益処分及び決算認定について
- 議案第169号 令和6年度川崎市水道事業会計の利益処分及び決算認定について

⑥ 除いた議案第153号を押しボタンを用いた記名投票により採決

⑦ 除いた議案第154号、第156号、第158号、第160号、第161号、第165号、第168号及び第169号の8件を押しボタンを用いた記名投票により一括採決

⑧ 日程第4の請願3件中、請願第28号及び第29号の請願2件を押しボタンを用いた記名投票により一括採決

- 請願第28号 希少生物が生息する環境を守り、市民が誇れる緑豊かな等々力緑地の整備を求める請願
- 請願第29号 等々力緑地再編整備計画における釣池の北側及び東側の自然環境保全に関する請願

- ⑨ 請願第 27 号を押しボタンを用いた記名投票により採決
請願第 27 号 現宮前区役所・市民館・図書館の存続と鷺沼駅前再開の見直しに関する請願

2

日程第 5

議案第 173 号 川崎市小児医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 174 号 令和 7 年度川崎市一般会計補正予算

[一括上程、提案説明、代表質疑、委員会付託]

(本会議を休憩し、総務委員会及び文教委員会並びに議会運営委員会を開催した後、本会議を再開)

[委員長報告、討論、採決]

3

日程第 6

議案第 175 号 川崎市人事委員会委員の選任について

[上程、提案説明、代表質疑（ご意見等も含む。）の後、直ちに押しボタンを用いた記名投票により採決]

4

日程第 7

議案第 176 号 川崎市資産公開等審査会委員の選任について

[上程、提案説明、代表質疑（ご意見等も含む。）の後、直ちに押しボタンを用いた記名投票により採決]

5

日程第 8

意見書案第 14 号 かながわ救急相談センターの相談体制の充実強化を求める意見書

意見書案第 15 号 新百合ヶ丘総合病院の救命救急センター指定を求める意見書

[一括上程、書記朗読等を省略し、直ちに押しボタンを用いた記名投票により一括採決]

意見書案第 16 号 選挙公報の配布に関して柔軟な対応を求める意見書

[上程、提案説明、代表質疑（討論）の後、直ちに押しボタンを用いた記名投票により採決]

意見書案第 17 号 介護報酬及び障害福祉サービス等報酬の引上げ等を求める意見書

[上程、提案説明、代表質疑（討論）の後、直ちに押しボタンを用いた記名投票により採決]

意見書案第 18 号 高額療養費制度の自己負担限度額の引上げを行わないことを求める意見書

[上程、提案説明、代表質疑（討論）の後、直ちに押しボタンを用いた記名投票により採決]

意見書案第 19 号 医療機関への緊急支援等を求める意見書

[上程、提案説明、代表質疑（討論）の後、直ちに押しボタンを用いた記名投票により採決]

6

日程第 9 請願・陳情

〔「請願陳情文書表（その 2）」により各常任委員会へ付託の上、議会閉会中の継続審査を議決〕

7

日程第 10 閉会中の継続審査及び調査について

〔「閉会中の継続審査及び調査の申し出一覧表」のとおり決することを議決〕

*慣例により市長の挨拶

令和7年第3回川崎市議会定例会
議事日程第4号

令和7年10月10日(金)
午前10時 開 議

第 1

- 議案第114号 川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第115号 川崎市旅費支給条例の制定について
- 議案第116号 川崎市アートセンター条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第117号 川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第118号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第119号 川崎市児童福祉審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第120号 川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第121号 川崎市水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第122号 川崎市土地利用審査会委員の選任について
- 議案第123号 鷺沼小学校校舎増築工事請負契約の締結について
- 議案第124号 登戸小学校校舎増築その他その1工事請負契約の締結について
- 議案第125号 川崎市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 議案第126号 田島地区複合施設の建物の取得について
- 議案第127号 川崎市消費者行政推進委員会委員の選任について
- 議案第128号 災害用携帯トイレの取得について
- 議案第129号 市道路線の認定及び廃止について
- 議案第130号 総合研修センターの指定管理者の指定について
- 議案第131号 川崎市南部リハビリテーションセンター南部在宅支援室の指定管理者の指定について
- 議案第132号 川崎市南部リハビリテーションセンター南部日中活動センターの指定管理者の指定について
- 議案第133号 川崎市中部リハビリテーションセンター中部在宅支援室の指定管理者の指定について
- 議案第134号 川崎市中部リハビリテーションセンター中部日中活動センターの指定管理者の指定について
- 議案第135号 川崎市中部リハビリテーションセンター中部地域生活支援センターの指定管理者の指定について
- 議案第136号 ふじみ園及び川崎市南部身体障害者福祉会館の指定管理者の指定について
- 議案第137号 川崎市中部身体障害者福祉会館の指定管理者の指定について
- 議案第138号 川崎市北部身体障害者福祉会館及び川崎市わーくす高津の指定管理者の指定について
- 議案第139号 川崎市多摩川の里身体障害者福祉会館の指定管理者の指定について
- 議案第140号 川崎市聴覚障害者情報文化センターの指定管理者の指定について
- 議案第141号 川崎市多摩市民館の指定管理者の指定について
- 議案第142号 川崎市麻生市民館、川崎市麻生市民館岡上分館、川崎市立麻生図書館及び川崎市立麻生図書館柿生分館の指定管理者の指定について
- 議案第143号 訴訟上の和解について
- 議案第144号 令和7年度川崎市一般会計補正予算
- 議案第145号 令和7年度川崎市国民健康保険事業特別会計補正予算
- 議案第146号 令和7年度川崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算
- 議案第147号 令和7年度川崎市後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 議案第148号 令和7年度川崎市公害健康被害補償事業特別会計補正予算
- 議案第149号 令和7年度川崎市介護保険事業特別会計補正予算
- 議案第150号 令和7年度川崎市港湾整備事業特別会計補正予算
- 議案第151号 令和7年度川崎市墓地整備事業特別会計補正予算
- 議案第152号 令和7年度川崎市病院事業会計補正予算

第 2

- 議案第153号 令和6年度川崎市一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第154号 令和6年度川崎市競輪事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第155号 令和6年度川崎市卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第156号 令和6年度川崎市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第157号 令和6年度川崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第158号 令和6年度川崎市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第159号	令和6年度川崎市公害健康被害補償事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第160号	令和6年度川崎市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第161号	令和6年度川崎市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第162号	令和6年度川崎市勤労者福祉共済事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第163号	令和6年度川崎市墓地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第164号	令和6年度川崎市生田緑地ゴルフ場事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第165号	令和6年度川崎市公共用地先行取得等事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第166号	令和6年度川崎市公債管理特別会計歳入歳出決算認定について
議案第167号	令和6年度川崎市病院事業会計決算認定について
議案第168号	令和6年度川崎市下水道事業会計の利益処分及び決算認定について
議案第169号	令和6年度川崎市水道事業会計の利益処分及び決算認定について
議案第170号	令和6年度川崎市工業用水道事業会計の利益処分及び決算認定について
議案第171号	令和6年度川崎市自動車運送事業会計決算認定について

第 3

報告第 14号	健全化判断比率の修正の報告について
報告第 15号	健全化判断比率の報告について
報告第 16号	資金不足比率の報告について
報告第 17号	かわさき市民放送株式会社ほか21法人の経営状況について
報告第 18号	地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について

第 4

請願第 27号	現宮前区役所・市民館・図書館の存続と鷺沼駅前再開発の見直しに関する請願
請願第 28号	希少生物が生息する環境を守り、市民が誇れる緑豊かな等々力緑地の整備を求める請願
請願第 29号	等々力緑地再編整備計画における釣池の北側及び東側の自然環境保全に関する請願

第 5

議案第173号	川崎市小児医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
議案第174号	令和7年度川崎市一般会計補正予算

第 6

議案第175号	川崎市人事委員会委員の選任について
---------	-------------------

第 7

議案第176号	川崎市資産公開等審査会委員の選任について
---------	----------------------

第 8

意見書案第14号	かながわ救急相談センターの相談体制の充実強化を求める意見書
意見書案第15号	新百合ヶ丘総合病院の救命救急センター指定を求める意見書
意見書案第16号	選挙公報の配布に関して柔軟な対応を求める意見書
意見書案第17号	介護報酬及び障害福祉サービス等報酬の引上げ等を求める意見書
意見書案第18号	高額療養費制度の自己負担限度額の引上げを行わないことを求める意見書
意見書案第19号	医療機関への緊急支援等を求める意見書

第 9

請願・陳情

第 10

閉会中の継続審査及び調査について

令和7年10月6日

川崎市議会議長

原 典 之 様

総務委員長

春 孝 明

総務委員会審査報告書（議案）

本委員会に付託された下記の議案を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

議案第114号 川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

（原案可決）

議案第115号 川崎市旅費支給条例の制定について

（原案可決）

議案第122号 川崎市土地利用審査会委員の選任について

（同 意）

議案第125号 川崎市固定資産評価審査委員会委員の選任について

（同 意）

議案第127号 川崎市消費者行政推進委員会委員の選任について

（同 意）

議案第144号 令和7年度川崎市一般会計補正予算

（原案可決）

令和7年10月6日

川崎市議会議長

原典之様

文教委員長

加藤孝明

文教委員会審査報告書（議案）

本委員会に付託された下記の議案を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

議案第116号 川崎市アートセンター条例の一部を改正する条例の制定について
(原案可決)

議案第118号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について（こども未来局に関する部分）
(原案可決)

議案第119号 川崎市児童福祉審議会条例の一部を改正する条例の制定について
(原案可決)

議案第123号 鷺沼小学校校舎増築工事請負契約の締結について
(原案可決)

議案第124号 登戸小学校校舎増築その他その1工事請負契約の締結について
(原案可決)

議案第126号 田島地区複合施設の建物の取得について
(原案可決)

議案第141号 川崎市多摩市民館の指定管理者の指定について
(原案可決)

議案第 1 4 2 号 川崎市麻生市民館、川崎市麻生市民館岡上分館、川崎市立麻生図書館及び川崎市立麻生図書館柿生分館の指定管理者の指定について
(原案可決)

議案第 1 4 6 号 令和 7 年度川崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算
(原案可決)

令和7年10月7日

川崎市議会議長

原典之様

健康福祉委員長

後藤 真左美

健康福祉委員会審査報告書（議案）

本委員会に付託された下記の議案を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

- 議案第117号 川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設条例等の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
- 議案第118号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について（健康福祉局に関する部分）
(原案可決)
- 議案第130号 総合研修センターの指定管理者の指定について
(原案可決)
- 議案第131号 川崎市南部リハビリテーションセンター南部在宅支援室の指定管理者の指定について
(原案可決)
- 議案第132号 川崎市南部リハビリテーションセンター南部日中活動センターの指定管理者の指定について
(原案可決)
- 議案第133号 川崎市中部リハビリテーションセンター中部在宅支援室の指定管理者の指定について
(原案可決)
- 議案第134号 川崎市中部リハビリテーションセンター中部日中活動センターの指定管理者の指定について
(原案可決)

- 議案第135号 川崎市中部リハビリテーションセンター中部地域生活支援センターの指定管理者の指定について (原案可決)
- 議案第136号 ふじみ園及び川崎市南部身体障害者福祉会館の指定管理者の指定について (原案可決)
- 議案第137号 川崎市中部身体障害者福祉会館の指定管理者の指定について (原案可決)
- 議案第138号 川崎市北部身体障害者福祉会館及び川崎市わーくす高津の指定管理者の指定について (原案可決)
- 議案第139号 川崎市多摩川の里身体障害者福祉会館の指定管理者の指定について (原案可決)
- 議案第140号 川崎市聴覚障害者情報文化センターの指定管理者の指定について (原案可決)
- 議案第145号 令和7年度川崎市国民健康保険事業特別会計補正予算 (原案可決)
- 議案第147号 令和7年度川崎市後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (原案可決)
- 議案第148号 令和7年度川崎市公害健康被害補償事業特別会計補正予算 (原案可決)
- 議案第149号 令和7年度川崎市介護保険事業特別会計補正予算 (原案可決)
- 議案第152号 令和7年度川崎市病院事業会計補正予算 (原案可決)

令和7年10月6日

川崎市議会議長
原典之様

まちづくり委員長
平山浩二

まちづくり委員会審査報告書（議案）

本委員会に付託された下記の議案を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

議案第120号 川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について（原案可決）

議案第129号 市道路線の認定及び廃止について（原案可決）

議案第151号 令和7年度川崎市墓地整備事業特別会計補正予算（原案可決）

令和7年10月6日

川崎市議会議長

原典之様

環境委員長

石川建二

環境委員会審査報告書（議案）

本委員会に付託された下記の議案を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

議案第121号 川崎市水道条例の一部を改正する条例の制定について
(原案可決)

議案第128号 災害用携帯トイレの取得について
(原案可決)

議案第143号 訴訟上の和解について
(原案可決)

議案第150号 令和7年度川崎市港湾整備事業特別会計補正予算
(原案可決)

令和7年10月3日

川崎市議会議長

原典之様

決算審査特別委員長

渡辺 学

決算審査特別委員会審査報告書（議案）

本委員会に付託された下記の議案を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

- 議案第153号 令和6年度川崎市一般会計歳入歳出決算認定について (認 定)
- 議案第154号 令和6年度川崎市競輪事業特別会計歳入歳出決算認定について (認 定)
- 議案第155号 令和6年度川崎市卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について (認 定)
- 議案第156号 令和6年度川崎市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について (認 定)
- 議案第157号 令和6年度川崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について (認 定)
- 議案第158号 令和6年度川崎市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について (認 定)
- 議案第159号 令和6年度川崎市公害健康被害補償事業特別会計歳入歳出決算認定について (認 定)
- 議案第160号 令和6年度川崎市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について (認 定)
- 議案第161号 令和6年度川崎市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定について (認 定)
- 議案第162号 令和6年度川崎市勤労者福祉共済事業特別会計歳入歳出決算認定について (認 定)
- 議案第163号 令和6年度川崎市墓地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について (認 定)
- 議案第164号 令和6年度川崎市生田緑地ゴルフ場事業特別会計歳入歳出決算認定について (認 定)

- 議案第165号 令和6年度川崎市公共用地先行取得等事業特別会計歳入歳出決算認定について (認定)
- 議案第166号 令和6年度川崎市公債管理特別会計歳入歳出決算認定について (認定)
- 議案第167号 令和6年度川崎市病院事業会計決算認定について (認定)
- 議案第168号 令和6年度川崎市下水道事業会計の利益処分及び決算認定について (原案可決及び認定)
- 議案第169号 令和6年度川崎市水道事業会計の利益処分及び決算認定について (原案可決及び認定)
- 議案第170号 令和6年度川崎市工業用水道事業会計の利益処分及び決算認定について (原案可決及び認定)
- 議案第171号 令和6年度川崎市自動車運送事業会計決算認定について (認定)

令和7年10月6日

川崎市議会議長
原 典 之 様

まちづくり委員長
平 山 浩 二

まちづくり委員会審査報告書（請願）

本委員会に付託された下記の請願を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条及び第94条の規定により報告します。

記

- 請願第27号 現宮前区役所・市民館・図書館の存続と鷺沼駅前再開発の見直しに関する請願 (不採択)
- 請願第28号 希少生物が生息する環境を守り、市民が誇れる緑豊かな等々力緑地の整備を求める請願 (取り下げ)
- 請願第29号 等々力緑地再編整備計画における釣池の北側及び東側の自然環境保全に関する請願 (採 択)

代表討論通告書

令和7年10月8日

川崎市議会議長 様

会 派 名 自由民主党

討論者氏名 本間賢次郎

時 間 約 4 分

次のとおり代表討論を行いますので、会議規則第49条の規定により通告します。

議 案 (請願を含む)	
反 対 討 論	
賛 成 討 論	請願第29号 等々力緑地再編整備計画における釣池の北側及び東側の自然環境保全に関する請願
報 告	



代表討論通告書

令和7年10月8日

川崎市議会議長 様

会派名 みらい

討論者氏名 高橋 美里

時 間 約30分

次のとおり代表討論を行いますので、会議規則第49条の規定により通告します。

議 案 (請願を含む)	
反 対 討 論	議案第130号
賛 成 討 論	議案第124号、第126号、第131号～第140号
報 告	



代表討論通告書

令和7年10月8日

川崎市議会議長 様

会 派 名 日本共産党

討論者氏名 井口 真美

時 間 約28分

次のとおり代表討論を行いますので、会議規則第49条の規定により通告します。

議 案 (請願を含む)	
反 対 討 論	議案第114号、第120号、第126号、第141号、
	第142号、第153号、第154号、第156号、第158号、
	第160号、第161号、第165号、第168号、第169号
賛 成 討 論	議案第144号、第170号
	請願第27号
報 告	
報告第14号～18号	



代表討論通告書

令和7年10月8日

川崎市議会議長 様

会 派 名 あしたの川崎・日本維新の会

討論者氏名 高戸 友子

時 間 約 6 分

次のとおり代表討論を行いますので、会議規則第49条の規定により通告します。

議 案 (請願を含む)	
反 対 討 論	
賛 成 討 論	議案第130号～第140号、第143号
報 告	
報告第15号	



令和7年第3回川崎市議会定例会議案付託表（その2）

令和7年10月10日

付託委員会	案 件
総務委員会 (1)	議案第174号 令和7年度川崎市一般会計補正予算
文教委員会 (1)	議案第173号 川崎市小児医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

発言通告書

令和7年10月7日

川崎市議会議長 様

会 派 名 自由民主党

発言者氏名 野田 雅之

予 定 時 間 4 分

次のとおり発言を行いますので、会議規則第49条の規定により通告します。

発 言 項 目
意見書案第16号の提案説明
(選挙公報の配布に関して柔軟な対応を求める意見書)



発言通告書

令和7年10月7日

川崎市議会議長 様

会派名 みらい

発言者氏名 木庭 理香子

予定時間 5分

次のとおり発言を行いますので、会議規則第49条の規定により通告します。

発言項目
意見書案第18号の提案説明
(高額療養費制度の自己負担限度額の引上げを行わないことを求める意見書)



閉会中の継続審査及び調査申し出一覧表

令和7年10月10日

<p>《 総務委員会 》 陳情第3号、6号、7号、8号、9号、48号、52号、93号 総務企画局、財政局、経済労働局、臨海部国際戦略本部、危機管理本部及びその他の行政について</p>
<p>《 文教委員会 》 請願第7号、11号 陳情第1号 市民文化局、こども未来局及び教育委員会の行政について</p>
<p>《 健康福祉委員会 》 請願第4号、13号、30号 陳情第43号 健康福祉局、病院局及び消防局の行政について</p>
<p>《 まちづくり委員会 》 請願第3号、14号 陳情第14号 まちづくり局及び建設緑政局の行政について</p>
<p>《 環境委員会 》 陳情第63号 環境局、港湾局、上下水道局及び交通局の行政について</p>
<p>《 議会運営委員会 》 陳情第57号 議会の運営に関する事項 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項 議長の諮問に関する事項</p>

議場内理事者席(本会議)R07.10.10

--	--	--	--	--	--

市 長	加 藤 副 市 長	藤 倉 副 市 長	三 田 村 副 市 長
--------	-----------------------	-----------------------	----------------------------

人 事 委 務 局 員 長 会					
--------------------------------------	--	--	--	--	--

総 務 企 画 局 長	財 政 局 長				
----------------------------	------------------	--	--	--	--

演
壇

--	--	--	--

こ ど も 未 来 局 長					
---------------------------------	--	--	--	--	--

議
長

--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--

請願・陳情の取扱いの在り方に関する各会派の意見

(R7.3.18議運時点)

	オンライン請願・陳情について及び陳情の取扱いについて
自民党	<p>請願・陳情のオンライン化は他都市でも既に広がりを見せており、本市でも進めていくことは前向きに考えているが、請願の立ち位置を陳情より格上げすべきであり、他都市で見受けられるように、陳情は、「聞き置く」又は「審査しない」取扱いとする方向性で考えており、各会派にはこの点も踏まえ協議してもらいたい。</p>
みらい	<p>請願・陳情のオンライン化は、市民の利便性の観点からも進めていくべきであるが、陳情の取扱いについては課題が想定され、過去の議論や議会活動の経緯・歴史も踏まえ、実務的な面も含め、議会改革検討委員会のような場で、具体的にしっかり議論する必要がある。</p>
公明党	<p>請願・陳情のオンライン化は進めていくべきである。請願・陳情の取扱いを決めることと併せ、オンライン化も行うべきと考えている。</p>
共産党	<p>請願・陳情のオンライン化は進めていくべきであるが、紹介議員の確認方法やマイナンバーカードの取扱いにより不利益が生じないよう対応することなど、整理が必要である。また、市民にとって請願はハードルが高い一方、陳情は提出がしやすく、本市では、陳情が請願と同様の保障がされており、良い伝統であると考えます。他都市に比べ、本市では陳情審査に対して多くの条件が規定されており、精査は必要だが、市民にとってやりやすい方向で伝統を守っていくべきである。</p>
川崎・維新	<p>請願・陳情のオンライン化は進めていくべきであるが、課題を精査した上で、議論を進めていきたい。</p>

請願・陳情のオンライン手続に関する検討について

1 地方自治法の改正

地方議会に係る手続のオンライン化を可能とする規定を含む「地方自治法の一部を改正する法律案」（閣法第39号。以下、「改正法」とする。）が令和5年4月26日に参議院本会議で可決され、オンライン化に係る規定は、令和6年4月1日で施行されることとなった。このことにより、各議会の判断で、請願のオンライン提出が可能となった。

地方自治法（抜粋）

第6章 議会

〔請願書〕

第124条 普通地方公共団体の議会に請願しようとする者は、議員の紹介により請願書を提出しなければならない。

◎令和5年5月4日公布（令和6年4月1日施行） 一部改正

第138条の2 議会等に対して行われる通知のうちこの章（第100条第15項を除く。）の規定において文書その他の人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項において「文書等」という。）により行うことが規定されているもの（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定が適用されるものを除く。）については、当該通知に関するこの章の規定にかかわらず、総務省令で定めるところにより、総務省令で定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（出力装置を含む。以下この項及び第四項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

② 議会等が行う通知のうちこの章（第123条第4項を除く。）の規定において文書等により行うことが規定されているもの（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項の規定が適用されるものを除く。）については、当該通知に関するこの章の規定にかかわらず、総務省令で定めるところにより、総務省令で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知のうち第99条の規定によるもの以外のものにあつては、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の総務省令で定める方式による表示をする場合に限る。

③ 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの章の規定に規定する方法により行われたものとみなして、この法律その他の当該通知に関する法令の規定を適用する。

④ 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該者に到達したものとみなす。

2 本市議会における請願・陳情の手続

(1) 現状

請願書・陳情書とも議会局へ持参又は郵送での提出としている。

川崎市議会会議規則（抜粋）

第9章 請願

（請願書の記載事項等）

第90条 請願書には、邦文を用い請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印しなければならない。

2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

3 前2項の請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印しなければならない。

4 （略）

（請願の委員会付託）

第92条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、議長において常任委員会又は議会運営委員会に付託する必要がないと認めるときは、この限りでない。

（陳情書の処理）

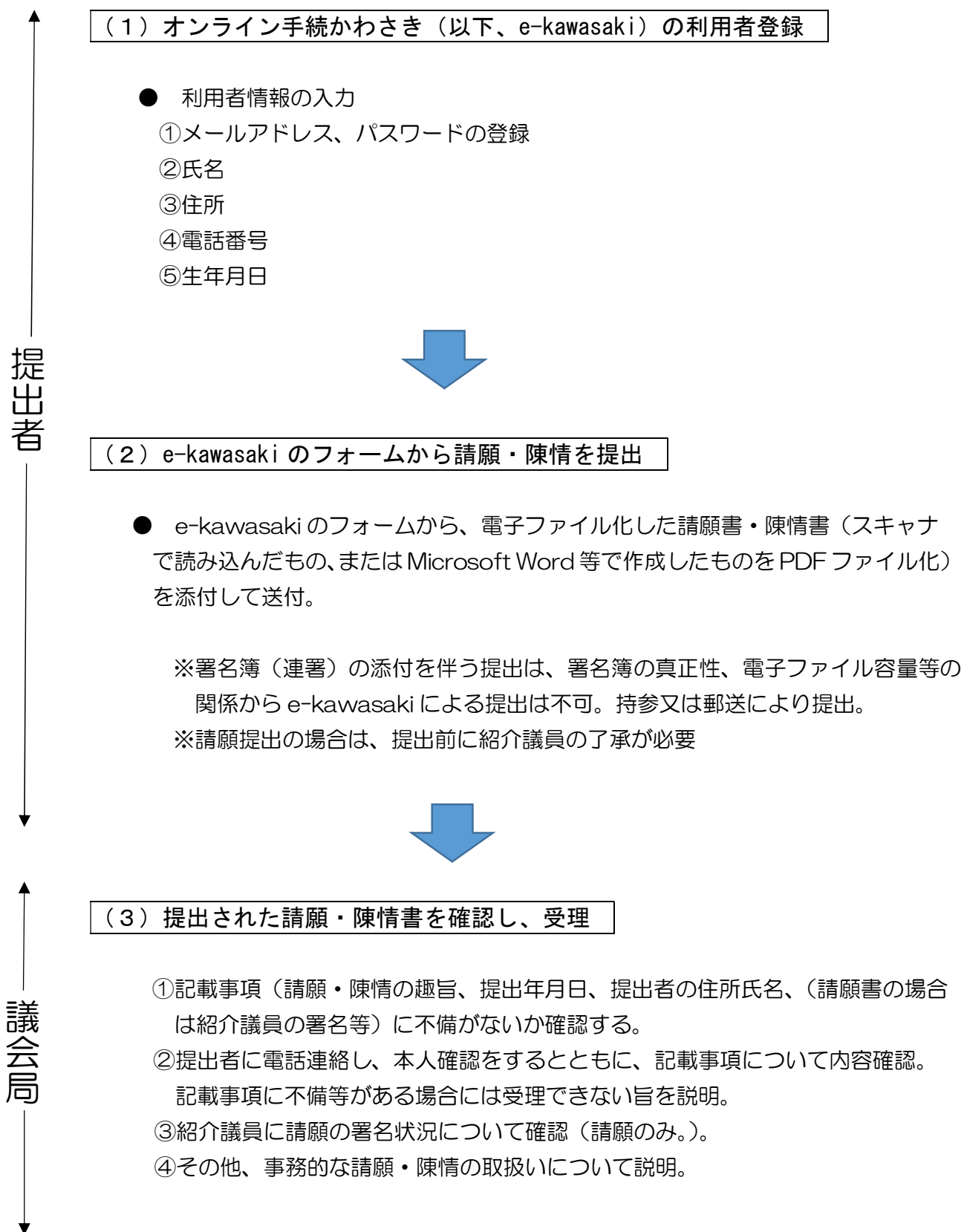
第96条 議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。

(2) 検討

改正法を踏まえ、現状の窓口または郵送での受付に加え、オンラインにより受付を行うか検討が必要。

→オンラインにより受付を行う場合は、規則、手引き等の改正が必要。

3 オンライン手続かわさきにおける請願・陳情の提出手続の流れ（案）



4 政令指定都市におけるオンライン請願・陳情の実施状況

(令和7年10月現在)

実施状況		都市名（開始年月）	使用システム
実施済 (請願・陳情)	6市	札幌市（令和6年7月）	電子申請システム
		さいたま市（令和6年8月）	電子申請システム
		横浜市（令和6年4月） ※請願は令和7年9月から	電子申請システム
		京都市（令和6年4月）	電子申請システム
		岡山市（令和7年2月）	電子申請システム
		広島市（令和6年4月）	電子申請システム
検討中	14市	仙台市 千葉市 川崎市 相模原市 新潟市 静岡市 浜松市 名古屋市 大阪市 堺市 神戸市 北九州市 福岡市 熊本市	

○政令指定都市における陳情審査の取扱い一覧

都市名	陳情審査の有無	通常の取扱い	例外の取扱い	オンライン提出の実施
札幌市	—	陳情書の写しを各会派に配布し、各会派において委員会付託が必要と判断する陳情については、会派間協議を行い、付託が必要と確認された場合、付託及び審査を行う。	【委員会付託しないもの】 ・公共性が低い、事実関係の確認が難しい等、審査の実効性が乏しいもの	実施済 (請願・陳情)
仙台市	×	委員会で審査しない (写しを各会派に参考として送付し回覧処理する。)		
さいたま市	×	委員会で審査しない (陳情文書表を議場に配付し、議会報告のみ行う。)		実施済 (請願・陳情)
千葉市	○	委員会付託し審査する	【委員会付託しないもの】 ・基本的人権を否定するなど、違法又は明らかに公序良俗に反する行為を求めるもの ・個人の秘密を暴露するもの ・訴訟係属中の裁判事件に関するものなど、司法権の独立を侵す恐れのあるもの ・市職員の身分に関し、懲戒、分限等個別の処分を求めるもの ・市外から郵送・提出されたもの(近隣市等の住民から提出・郵送された陳情で、願意が本市に関わる内容であると議長が認めたものを除く。) ・委員会付託になじまない議長が認めたもの	
横浜市	△	委員会で審査しない (行政要望等については委員会付託せず、当局回答を求める。)	【委員会付託し審査するもの】 ・機関意思の決定(意見書の提出や決議)を求めるもの 【委員会で審査せず、当局への回答も求めないもの】 ・法令等又は公序良俗に反する行為を求めるもの ・特定の個人の私生活についての秘密が明らかとなるおそれがあるもの ・特定の個人、団体等の名誉を毀損し、又は信用を失墜させるおそれがあるもの ・係属中の訴訟又は捜査中の犯罪事件に関するもの ・市の職員に対する懲戒その他の処分又は訓戒その他の人事的措置を求めるもの ・市の事務に関係しない事項についての行為を求めるもの ・採択、不採択等の議決等のあった請願又は陳情と同一の趣旨のもので、その後の状況に特段の変化がないと認めるもの ・その他議長が適当でないと認めるもの	実施済 (請願・陳情)
相模原市	○	委員会付託し審査する	【委員会付託しないもの】 ・市外の者からの郵送による陳情は、参考資料として写しを全議員に配付するのみ	
新潟市	○	委員会付託し審査する	【委員会付託しないもの】 ・郵送により提出されたもの(議会運営委員会への報告にとどめる。) ※議会意思の決定した同趣旨の陳情は、その都度議運で付託するかどうか協議する。 ※個人、団体等を誹謗、中傷し、名誉を毀損または信用を失墜させるおそれがある陳情は、議運開会前日までに議運の議題とするかどうか、その都度協議する。	
静岡市	○	委員会付託し審査する	【委員会付託しないもの】 ・郵送により提出されたもの ・議会運営委員会において委員会付託することが適当でないと判断されたもの ・1年以内に提出されたものと同趣旨の陳情(議会への要望書として取り扱う。)	
浜松市	○	委員会付託し審査する	【委員会付託しないもの】 ・郵送により提出されたもの ・委員会付託することが適当でないと判断されたもの (各会派へ写しを送付する。)	
名古屋市	—	※原則として委員会に送付されるが、審査については委員会の判断による。 (受理した陳情書でその内容が請願に適合するものは、委員会送付し、委員会が必要と認めるときは審査する)	【内容が請願に適合しない陳情書その他のものとして、委員会に送付しないもの】 ・陳情の内容が明らかに事実無根であるもの ・陳情の内容が不正行為を指摘している場合に、不正行為の内容が具体的でないもの又は不正行為の内容が具体的であるときは、関係当局から疎明を受け、その結果事実無根であることが明らかになったもの ・陳情の内容が個人を誹謗若しくは中傷し、又はプライバシーを侵すもの ・同一人から同一内容の陳情が提出された場合で、既にその陳情の内容が実現されているもの ・陳情の内容が単なる事実の報告又は苦情であるものなど、その性質上委員会における審査になじまないもの	
京都市	◎	委員会付託し審査する (審査するが結論を出さない。)		実施済 (請願・陳情)
大阪市	○	委員会付託し審査する	【委員会付託しないもの】 ・提出者の住所が市外で郵送によるもの ・違法又は明らかに公序良俗に反する行為を求めるもの ・公益上の必要がなく、個人の秘密を暴露するもの ・著しく個人、団体等を誹謗・中傷し、そのもの名誉毀損又は信用失墜のおそれのあるもの ・訴訟係属中の裁判に関するものなど、司法権の独立を侵すおそれのあるもの ・願意が明確に記載されていないもの ・その他議長が委員会審査になじまないと認めたもの	
堺市	○	委員会付託し審査する (審査するが結論を出さない。当局への要望としての取扱いとしている。)	【委員会付託しないもの】 ・決議要請を内容とする陳情については、委員会で審査は行わない	
神戸市	○	委員会へ送付し審査する	【委員会付託しないもの】 ・本市に住所を有しない者の郵便又はこれに類する方法により提出されたもの(要望書として取り扱う。) ・請願・陳情チェックシートの基準を満たさないもの(①個人情報保護、②情報公開請求の非公開事由、③名誉毀損、④プライバシー侵害への該当性、⑤その他の事項(裁判所の判決が出ている等の公開の場で審査することがふさわしくないもの)の5項目全てにチェックができなければ、請願・陳情として受理することができない。)	
岡山市	○	委員会付託し審査する	【委員会付託しない陳情】 ・基本的人権を否定するなど、違法又は明らかに公序良俗に反する行為を求めるもの ・個人の秘密を暴露するもの ・訴訟係属中の裁判事件に関するものなど、司法権の独立を侵すおそれのあるもの ・市職員の身分に関し、懲戒、分限等個別の処分を求めるもの ・個人名もしくは個人名を容易に推測できる役職名等があり、個人を誹謗・中傷し、その者の名誉毀損又は信用失墜のおそれのあるもの ・次に掲げるもの以外から送付された陳情 * 市内に住所を有する者 * 市内に事業所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 * 市内の事務所又は事業所に勤務する者 * 市内の学校に在学する者 (関係委員会に写しを配付する。)	実施済 (請願・陳情)
広島市	○	委員会付託し審査する	【委員会付託しないもの】 ・代表者が市外のもの ・内容が市の所管外のもの ・決議・意見書の提出を求めるもの ・議会に直接関係する内容のもの ・委員会付託の希望がないもの	実施済 (請願・陳情)
北九州市	○	委員会付託し審査する	【委員会付託しないもの】 (1) 趣旨が明らかでないもの (2) 法令又は公序良俗に反する行為を求めるもの (3) 単に個人、団体等を誹謗・中傷するもの (4) 係属中の訴訟又は捜査中の事件に関するもの (5) 市の職員の懲戒、分限等の処分を求めるもの (6) 市の公益に関する内容と認められないもの (7) その他議会の審議に付すことが適当でないと認められるもの	
福岡市	×	委員会で審査しない (委員会への送付のみ)		
熊本市	×	委員会で審査しない (委員会への送付のみ)		
川崎市	○	委員会付託し審査する	【委員会付託しないもの】 1 基本的人権を否定するなど、違法又は明らかに公序良俗に反する行為を求めるもの 2 裁判判決の変更を求めるものや、係属中の裁判事件に干渉するものなど、司法権の独立を侵すおそれのあるもの 3 著しく個人、団体等を誹謗・中傷し、その者の名誉毀損又は信用失墜のおそれのあるもの 4 公益上の必要がなく単に個人の秘密を暴露するもの 5 市の事務に関係しない事項を願意とするもの(ただし、意見書提出を願意とするものは除く。) 6 採択、不採択等の議決のあった請願又は陳情と同一趣旨のもので、その後、特段の状況の変化がないもの(※) 7 市の職員の身分に関し、懲戒、分限等個別の処分を求めるもの 8 趣旨、理由等が明確に記載されていないもの 9 提出者が県外のもの 10 本会議や委員会での発言内容や、議員の調査研究その他の活動に関することなど、議員個人で対応すべきもの 11 前各号のほか、委員会付託になじまない議長が認めたもの (※) 注釈「その後、特段の状況の変化がないもの」 1 議決時以後当該陳情をめぐる環境、条件が同じであるものは、委員会付託しない。 2 年月の経過も一つの状況の変化ととらえることができるものとする。ただし、予算に関するものについては議決のあった年度内、制度等に関するものについては議決後概ね1年を経過するまでの間に提出のあったものは除く。	

◎・・・すべて委員会付託する

○・・・原則として委員会付託し審査するが、例外的に審査しない場合あり

△・・・原則として委員会付託し審査しないが、例外的に審査する場合あり

×・・・すべて委員会付託しない

※太字は、本市に規定の無い他都市における例外の取扱い。